

III. 月 次 計 画

(1) 新規事業計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
制度共通	1 社会保険事務所における窓口及び審査業務に係る事務処理等の全国標準化	・全国的に統一した業務処理マニュアルを作成するとともに、職員研修等により周知徹底し、業務処理等の全国標準化	☆	○	—	○			○	施行					企 画 課 医療保険課 年金保険課	
	2 社会保険委員へのメールによる情報提供及びモニターモニタ調査等の実施	・被保険者等からの相談内容が複雑化・多様化していることを受け、社会保険委員に対して、リアルタイムでニーズに沿った情報をメールで提供するとともに、双方向の情報交換（モニターモニタ調査等）を行う。							☆		○				企 画 課	
	3 社会保険業務の業務・システム最適化計画の実施	・社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき見直しを実施する。	○												企 画 課 社会保険業務セントー	
	4 日仏社会保障協定の実施	・日仏両国の社会保険制度への二重加入の防止 ・日仏両国の年金制度の加入期間の通算													企 画 課 社会保険業務セントー	未定
	5 日白社会保障協定の実施	・日白両国の社会保険制度への二重加入の防止 ・日白両国の年金制度の加入期間の通算													企 画 課 社会保険業務セントー	未定
	6 介護保険法等の改正に伴う特別徴収に係る事務の見直し	・介護保険料の年金からの特別徴収について、対象範囲の拡大（遺族年金・障害年金）や捕捉回数の複数化（年1回→年6回）等による事務の見直しの実施。	☆	○				☆	○						企 画 課 社会保険業務セントー	
	7 人事評価制度の実施	・一定職以上の職員を対象として本格実施。その他の職員については、試行的に実施した上で、平成19年度から全職員を対象として本格実施。	☆	○											総 務 課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
医療保険	1 制度改正関係 (1) 平成18年制度改正関係															
	・高額療養費の自己負担限度額の見直し	・高額療養費の自己負担限度額について、低所得者に配慮しつつ、賞与を含む総報酬額に見合った水準となるよう引き上げを行う。					☆		○						医療保険課 社会保険業務センター	
	・出産育児一時金支給額の引き上げ	・現行30万円→改正後35万円					☆		○						医療保険課 社会保険業務センター	
	・埋葬料の見直し	・一律5万円に統一					☆		○						医療保険課 社会保険業務センター	
	(2) その他	[健康保険法・船員保険法] ・概算介護給付費納付金の決定に伴う介護保険料率の改定											☆	○	医療保険課 社会保険業務センター	
		[船員保険法] ・失業保険金日額表等の改正					☆	○							医療保険課	
	2 定期的な被扶養者認定状況の確認	・被保険者証のカード化に伴い、定期的に被扶養者認定状況の確認を行う。					☆		○						医療保険課 社会保険業務センター	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
年金保険	1 制度改正関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成16年制度改正関係 <ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金との併給 ・沖縄の厚生年金保険に係る特例措置 ・健康保険及び厚生年金保険料の算定基礎日数の見直し ・国民年金保険料額の改定 ・国民年金保険料の多段階免除制度の導入 	☆	○											年金保険課 社会保険業務センター	
			☆	○											年金保険課 社会保険業務センター	
			☆			○									年金保険課 社会保険業務センター	
			☆	○											年金保険課 社会保険業務センター	
			☆			○									年金保険課 社会保険業務センター	
			☆	○											年金保険課 社会保険業務センター	
			☆	○											年金保険課 社会保険業務センター	
	(2) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・マクロ経済スライド特例の実施 	☆	○											年金保険課 社会保険業務センター	
			☆	○											年金保険課 社会保険業務センター	
			☆	○											年金保険課 社会保険業務センター	
	2 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行を行う。 ・社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行対象者に対するサービス向上を図るために、控除証明書専用のコールセンターを設置する。 						☆	○		○				年金保険課 社会保険業務センター	
								☆	○		○				年金保険課 企画課 社会保険業務センター	
	3 国民年金未加入者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険組合等からの被保険者情報の提供による国民年金未加入者の把握の実施 													年金保険課	未定
	4 国民年金第1号被保険者の適用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の資格喪失後、一定期間を経ても厚生年金等の加入の届出がない者に対する確認通知の実施 	☆	○											年金保険課 社会保険業務センター	
	5 市町村からの電子媒体による所得情報の交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・強制徴収や免除勧奨において活用する所得情報について、電子媒体化を行い、市町村との効率的な情報交換を実施する。 	○										○		年金保険課 社会保険業務センター	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
年金保険	6 国民年金保険料に係る強制徴収の実施規模の拡大	・市町村から提供された所得情報を活用して納付督促に引き続いて強制徴収を行うなどにより実施規模の拡大を図る。	○										○		年金保険課 社会保険業務センター	
	7 同業者団体等への収納業務の委託	・商工会に会員たる第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。 ・国民健康保険組合に当該組合の被保険者である第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。	○										○		年金保険課 社会保険業務センター	
	8 国民年金保険料収納対策 強化社会保険事務局の指定	・納付率が低調な社会保険事務局を指定し、本庁による重点的な指導、支援を実施する。			☆										年金保険課	未定
	9 前年度免除継続申請申出者に係る審査事務の実施	・前年度免除継続申請申出者に係る事務処理移行及び審査事務を実施する。	☆	○											年金保険課 社会保険業務センター	
	10 年金加入記録通知の実施 (35歳通知)	・ポイント制の導入に先立ち、老齢年金の受給要件である25年以上の加入期間を確保するための上限である35歳に達した被保険者に対し、過去の年金加入状況を通知することとし、記録の訂正が必要な場合には申出をいただき、もって年金受給権の確認に資する。											☆	○	企 画 課 社会保険業務センター	
	11 住民基本台帳ネットワークを活用した年金受給者の生存確認の実施	・年金受給者の確認（生存確認）について、現況届（はがき形式）の提出から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会の確認などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。			☆				○						企 画 課 年金保険課 社会保険業務センター	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
制度共通	平成19年4月以降に実施される制度改正等に伴うシステム開発対応	・70歳以降高齢在職老齢年金支給停止制度の導入 (平成19年4月施行)													社会保険業務センター	
		・老齢厚生年金継下制度の創設 (平成19年4月施行)													社会保険業務センター	
		・年金分割制度の創設 ①離婚時の厚生年金の分割 (平成19年4月施行) ②第3号被保険者についての厚生年金の分割 (平成20年4月施行)	①										②	☆	社会保険業務センター	
		・年金個人情報の定期的な通知 (ポイント制) (平成20年4月施行)													社会保険業務センター	

☆はシステム開発の着手予定時期を示す。

(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
制度共通	1 表彰	・社会保険委員功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰					推薦 ○		表 彰 ○—○						企 画 課	
		・政府管掌健康保険・厚生年金保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰					推薦 ○		表 彰 ○—○						医療保険課 年金保険課	
		・社会保険労務士制度功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰					推薦 ○		長 官 ○—○	大 臣 ○					企 画 課 (労働基準局)	
		・社会保険関係団体功労者に対する社会保険庁長官表彰					推薦 ○		表 彰 ○—○						総 務 課 企 画 課	
		・社会保険事務局・事務所グランプリ(SWOG)					○								サービス推進課	
	2 社会保険委員の活動強化月間	・社会保険委員制度の普及を目的とした社会保険委員大会の開催及び活動強化のための講習会、研修会等を実施		☆					○—○						企 画 課	
	3 社会保険労務士試験		受付 ○				試験 ○		発表 ○						企 画 課 (労働基準局)	
制度共通	4 さわやか行政サービス推進月間	・行政サービスの総点検の実施等		○											サービス推進課	
	5 お客様満足度調査	・社会保険事務所等における窓口サービスに関するアンケート調査の実施			○						○				サービス推進課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
医療保険	1 保険給付の適正化 ・船員保険の失業保険金給付適正化対策	・船員保険失業保険金不正受給防止啓発強化月間 (各県毎に強化月間を定める) ・漁船被保険者に係る失業保険の適用調査	○											○	医療保険課		
	2 表彰	・船員保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰					○			○	表 彰				医療保険課		
	3 調査	・船員保険災害補償相当分収支状況調査 ・老人保健加入者数等・介護保険被保険者数調査 (健康保険法第3条第2項被保険者・船員保険以外は、社会保険庁において調査)	○											○	企 画 課		
		・政府管掌健康保険及び船員保険の医療給付受給者状況調査	○											○		3年周期で実施	
		・健康保険法第3条第2項被保険者実態調査						☆	○	○							3年周期で実施
		・船員保険被保険者実態調査 (疾病任意継続被保険者分) 強制適用被保険者については社会保険庁において調査						☆	○	○							
	4 その他	・第49回船員労働安全衛生月間						☆	○						医療保険課 (国土交通省 海 事 局)		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
年金保険	1 表彰	・国民年金推進員及び国民年金事業功労者に対する社会保険庁長官表彰					推進 ○		表彰 ○—○						年金保険課	
	2 年金月間・年金週間	・年金週間を中心として、11月を年金月間として位置づけ、各種の事業展開を行う。							☆ ○						年金保険課	年金週間 11/6~12 年金月間 11月
	3 調査	・老齢福祉年金等受給権者実態調査 〔老齢福祉年金受給者等の所得状況の把握を行い、所得制限限度額設定の基礎資料とする。〕							○—○						年金保険課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(3) 会議計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
制度共通	1 社会保険事業運営評議会	・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、社会保険事業運営評議会を開催する。													企 画 課	年6回実施
	2 事業運営全般に係る地方社会保険事務局との事務打合せ					○	○								サービ [*] 入推進課 企 画 課 医療保険課 年金保険課	
	3 全国社会保険事務局長会議											○	○		総 務 課	定例(1月又は2月)及び随時
	4 ブロック別社会保険事務局長等会議	・人事評価関係含む。 〔内容については庶務係と要調整事項・実施月については調整済〕		○	○										総 務 課	定例(4月又は5月)及び随時
	5 ブロック別社会保険事務局長・事務所長会議	・人事評価関係含む。 〔内容については庶務係と要調整事項・実施月については調整済〕						○	○						総 務 課	
	6 全国地方社会保険監察官事務打合せ会		○												サービ [*] 入推進課 経 理 課	
	7 全国社会保険委員事務打合せ会	・社会保険委員の活動をより効果的に行うため、事務打合せ会を開催する。			○										企 画 課	
	8 人事評価制度運営会議	・人事評価制度の運用や改善及び毎事業年度の評価項目について検討するために、人事評価制度運営会議を開催する。				○							○		総 務 課	
年金保険	1 年金給付業務に関する地方社会保険事務局等との事務打合せ会	・社会保険事務局及び社会保険事務所の職員に対し、事務処理に関する留意事項についての説明等を行うために、事務打合せ会を実施する。													社会保険業務センター	随時

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(4) 広報計画（本庁実施分）

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
制度共通	医療保険及び年金保険制度に関する広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆												総務課 医療保険課 年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
医療保険	医療保険制度改正等施行事務の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆												医療保険課	具体的計画、実施月については別途通知
年金保険	1 年金制度に対する理解と信頼の確保及び年金制度改正施行事務等の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報を実施する。	☆	○										○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 年金月間・年金週間	・年金月間・年金週間での各種事業展開に合わせて、ポスター、新聞等の媒体を活用した広報を実施する。	☆							○					年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	3 年度末の年金広報	・制度改革内容に係る事前周知を新聞等の媒体を活用して広報を実施する。	☆											○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(5) 監察等計画(本庁実施分)

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
特別監査官による監査	・会計、業務、個人情報管理についてのテーマを定めた監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査の主な視点 「新しい組織のグランドデザイン」において掲げた6つの基本コンセプトの実現 <ul style="list-style-type: none"> ・国民の信頼の回復・維持 ・国民の意向の反映 ・内部統制の確保 ・透明性の確保 ・効率性の確保 ・法令遵守の徹底 								○ (隨 時)					サービス推進課 経理課	
監査	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険事務局及び社会保険事務所の監査を実施 ・社会保険庁本庁（施設等機関を含む）の監査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査の主な視点 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の適正処理 ・重要課題における事業運営上の問題点等の早期把握と迅速な対応 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険、厚生年金保険及び船員保険の適用の適正化・収入の確保対策 医療費適正化対策（レセプト点検） 国民年金の適用対策・保険料の収納対策等 ・国民サービス向上の取組状況 ・事故防止対策の取組状況 <p>（本庁の監査については、地方庁の監査結果を踏まえて実施）</p>	☆		○ - ○			○			○				サービス推進課	
会計監査	・社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の会計監査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査の主な視点 <ul style="list-style-type: none"> ・会計機関における事故防止対策の取組状況 ・契約事務処理の適正性について ・予算執行の経済性、効率性について ・契約審査会の審議状況について 	☆		○	○ (地方庁)		○		○		○ (地方庁)			経理課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(6) 研修計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			
社会保険大学校における研修		<ul style="list-style-type: none"> ・集合研修として実施 <ul style="list-style-type: none"> 1 職務階層別研修 <ul style="list-style-type: none"> (1) 係員に対する研修 (2) 中堅職員に対する研修 (3) 中間監督者に対する研修 (4) 管理者に対する研修 2 業務別研修 															
1 職務階層別研修	(1) 新規採用者研修	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者 <ul style="list-style-type: none"> [該当者全員 10日] 	(4月実施分) ☆						(10月実施分) ☆				○			社会保険大学校	年4回実施 ・4月は3回実施 ・10月は1回実施
	(2) 一般職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・採用後3年目の職員及びこの研修を修了していない者 <ul style="list-style-type: none"> [各期 75人 17日] 	(6月~7月実施分) ☆		○	○		(9月~12月実施分) ☆	○	○	○	(1月~2月実施分) ☆	○	○	○	社会保険大学校	年10回実施 ・11月は2回実施 ・1月は2回実施
	(3) 中堅職員専門実務研修	<ul style="list-style-type: none"> i) 適用・医療給付 	(5月実施分) ☆					(10月実施分) ☆								社会保険大学校	年2回実施
		<ul style="list-style-type: none"> ii) 徴収 (厚生保険特別会計) 	(7月実施分) ☆					(9月実施分) ☆	○		○					社会保険大学校	年2回実施
		<ul style="list-style-type: none"> iii) 年金給付 						(9月実施分) ☆		○		(1月実施分) ☆		○		社会保険大学校	年2回実施
		<ul style="list-style-type: none"> iv) 国年適用・収納 	(6月実施分) ☆					(12月実施分) ☆					○			社会保険大学校	年2回実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
	(4) 中間監督者研修	・初めて地方社会保険事務局の係長又は社会保険事務所の課長となった者 [各回 60人 4日]	(5月~7月実施分) ☆		○	○	○				○				社会保険大学校	年4回実施
	(5) 管理者研修	・初めて事務所長となった者 [各回 40人 3日]	(5月、6月実施分) ☆		○	○		(10月実施分) ☆		○					社会保険大学校	年3回実施
2 業務別研修	(1) 医療事務	・初めて地方社会保険事務局の医療事務指導官、医療事務を担当する係長となった者及びこれらと同等の者 [60人 4日]	☆		○										社会保険大学校	
	(2) 年金相談総括事務	・初めて社会保険事務所の総合相談室長及び副長となった者、並びに年金給付事務を担当する社会保険事務所の課長及びこれと同等の者のうちこの研修を修了していない者 [各回 70人 4日]	(5月実施分) ☆		○		(10月実施分) ☆		○						社会保険大学校	年2回実施
	(3) 調査官事務	・調査業務を担当する社会保険調査官のうち、この研修を修了していない者 [60人 4日]	☆		○										社会保険大学校	
	(4) 指導医療官事務	・指導医療官 [60人 4日]	☆		○										社会保険大学校	
	(5) 人事事務	・初めて人事事務を担当する地方社会保険事務局の係長、業務調整官及び主任等 [60人 4日]	☆		○										社会保険大学校	
	(6) 徴収事務	・徴収事務を担当する地方社会保険事務局の専門官、係長、社会保険事務所の課長、専門官及びこれらと同等の者 [各回 60人 4日]	(5月実施分) ☆			(10月実施分) ○ ☆		○							社会保険大学校	年2回実施
	(7) 国民年金保険料収納実務	・国民年金の保険料収納事務を担当する社会保険事務所の係長以上の職にある者 [各回 60人 4日]	(6月実施分) ☆			(9月実施分) ○ (中級)		○ (初級)							社会保険大学校	年3回実施 ・9月は2回実施 ・初級編2回実施 ・中級編1回実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
研修	(8) 国年特別徴収専門官	・国民年金特別徴収専門官の職にある者 [47人 3日]	☆		○										社会保険大学校	
	(9) 審査官事務	・初めて社会保険審査官となった者 [該当者全員 4日]	☆		○										社会保険大学校	
	(10) 厚年特別徴収専門官	・厚生年金保険特別徴収専門官の職にある者 [47人 3日]	☆		○										社会保険大学校	
	(11) 保険給付事務	・保険給付指導官等のうち、この研修を修了していない者 [60人 4日]	☆		○										社会保険大学校	
	(12) 会計事務	・初めて会計事務を担当する地方社会保険事務局の副主幹、係長、業務調整専門官及び主任等 [60人 4日]			☆			○							社会保険大学校	
	(13) 船員保険事務	・船員保険事務を担当する地方社会保険事務局の係長、社会保険事務所の課長、社会保険徴収専門官、船員保険調査官及びこれらと同等の者のうち、この研修を修了していない者 [45人 4日]			☆			○							社会保険大学校	
	(14) 人材育成推進者	・事務局の研修に関する業務を担当する者 [47人 3日]							☆		○				社会保険大学校	
通信研修		・職員の自学自習意欲を喚起・助長し、職務遂行に必要な実践的業務知識・技能の習得並びに向上を図ることを目的として実施				(9~11月実施分) ☆		○		(1~3月実施分) ☆		○			社会保険大学校	年2回実施
ブロック別研修	接遇推進者養成研修	・事務局、事務所の接遇推進リーダーの任にある者のうち、この研修を終了していない者	(7月実施分) ☆			○									社会保険大学校	

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
地方社会保険事務局 ・社会保険事務所における研修	1 各種研修	・職域に応じ、日常の業務処理に関する研修、地域性の高い事柄に関する研修、伝達研修等を、大学校の研修との連携に配慮しつつ、効果的に実施	☆	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	社会保険大学校	
	2 国民年金推進員研修	・採用時及び隨時に資質の向上を図るために実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	年金保険課	
社会保険事業に携わる謝金職員等を対象とした研修	1 国民年金推進員研修	・国民年金推進員に採用されてから1年以上の勤務経験を有し、地方社会保険事務局・社会保険事務所における研修を終了している者 〔60人程度 3日〕	—	—	—	☆	○	—	—	—	—	—	—	—	年金保険課	年1回実施
	2 社会保険相談指導員等研修	・社会保険相談指導員の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者（業務習熟レベル別） 〔各期 50人程度 3日〕	☆	☆	☆	☆	○	○	—	○	—	○	—	—	企画課 (社会保険業務センター)	年4回実施
	3 社会保険相談員等研修	・社会保険相談指導員等の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者 〔50人程度 3日〕	☆	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	企画課 〔総務課〕	年1回実施
	4 社会保険指導員研修	・社会保険指導員の委嘱を受けている者 〔50人程度 2日〕	—	—	☆	—	—	—	—	—	—	—	—	○	企画課	年1回実施
	6 年金広報専門員研修	・年金広報専門員の委嘱を受けている者 〔各期 50人程度 2日〕	☆	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	年金保険課	年1回実施
	6 社会保険委員研修	・社会保険委員の委嘱を受けている者 〔各期 100人程度 2日〕	—	—	☆	☆	○	○	—	—	—	○	—	—	企画課	年3回実施
	7 国民年金委員研修	・国民年金委員の委嘱を受けている者 〔50人程度 3日〕	—	—	—	—	☆	—	○	—	—	—	—	—	年金保険課	年1回実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

(7) 保険局・年金局

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
制度改正関係	1 医療制度改正関係ブロック別事務打合せ会						○								〔保険局〕総務課 医療課 (社会保険庁)	
	2 健康保険法等の一部を改正する法律(仮称)の施行関係	・健康保険法等の一部を改正する法律(仮称)の施行のための政令公布等所要の措置を講ずる。			☆ 注1	☆ 注2				☆ 注3					〔保険局〕総務課 医療課 (国民健康保険課) (社会保険庁)	注1 平成18年8月施行分 注2 平成18年10月施行分 注3 平成19年4月施行分
	3 年金制度改正関係ブロック別事務打合せ会					○									〔年金局〕総務課 年金課 (社会保険庁)	・離婚分割制度化 ・被用者年金一元化等
	4 平成16年年金制度改正法の施行関係	・平成16年年金制度改正法施行のための政令公布等所要の措置を講ずる。			☆ 注1		☆ 注2								〔年金局〕年金課	注1 平成19年4月施行分 注2 平成20年4月施行分
	5 基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行関係	・基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行のための所要の措置を講ずる。	☆	○											〔年金局〕年金課	
会議関係	・社会保険指導者講習会	・社会保険診療内容の向上を図るために、日本医師会等と共に、地方社会保険事務局及び審査支払機関等職員への講習会を実施			☆	○									〔保険局〕医療課	
調査関係	1 施設基準の届出状況等の報告				○	—	○								〔保険局〕医療課	
	2 健康保険被保険者実態調査	・健康保険組合への調査は地方厚生局を通じて実施 〔社会保険庁及び健康保険組合に対する調査〕					☆	○	—	○					〔保険局〕調査課	
	3 療養費支給状況調査								○						〔保険局〕医療課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
指導監査・事務指導 関係	1 保険医療機関等の指導監査	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省と地方社会保険事務局等の共同による実施分 (共同指導) ・地方社会保険事務局等実施分 <ul style="list-style-type: none"> ・集団指導 ・集団的個別指導 ・個別指導 ・監査 			○									○	[保険局] 医 療 課 (地方社会保険事務局)	地方社会保険事務局
	2 地方社会保険事務局に対する事務指導				○									○	[保険局] 医 療 課	
その他	1 社会保険診療報酬支払基金関係功績者大臣表彰									○					[保険局] 保 険 課	
	2 健康保険組合関係功績者大臣表彰								○						[保険局] 保 険 課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(参考) 地方厚生局

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
会議関係	1 健康保険組合等指導監査 関係事務打合せ会	・健康保険組合、厚生年金基金及び国民年金基金 関係事務の取扱い及び指導監査計画等について、地方厚生局担当者と地方社会保険事務局の 併任職員で事務打合せ会を開催する。 〔開催地：地方厚生局所在地 北海道、宮城県、埼玉県、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、福岡県〕	(監査計画等) ○												地方厚生局	随時
監査・事務指導関係	1 健康保険組合指導監査	・指定組合等に対する指導監査	(監査方針) ☆	○									○		地方厚生局	
	2 厚生年金基金指導監査	・指定基金等に対する指導監査	○										○		地方厚生局	
	3 国民年金基金指導監査	・職能型基金及び地域型基金に対する指導監査	○										○		地方厚生局	
	4 国民健康保険指導監督	・都道府県等に対する指導監督	(指導方針) ☆	○									○		地方厚生局	
	5 老人医療事務指導	・老人医療事務実施者に対する指導	(指導方針) ☆	○									○		地方厚生局	
	6 確定拠出年金（企業型） 導入企業等に対する指導等	・確定拠出年金制度（企業型）を導入しようとする 企業及び導入した企業に対する指導等	○										○		地方厚生局	
	7 確定給付企業年金導入企 業等に対する指導等	・確定給付企業年金制度を導入しようとする企業 及び導入した企業に対する指導等	○										○		地方厚生局	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

